

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課  
水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号
手続名	漁業権行使停止中の漁業の許可	根拠条項	第88条第5項

審査基準	<p>1 次の各号の一に該当する場合は、許可をしない</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者が次の各号のいずれかに該当する場合 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。 暴力団員等であること。</li> <li>法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前2号のいずれかに該当する者があるものであること。 暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。</li> <li>・漁業調整その他公益に支障を及ぼす場合</li> </ul> <p>2 1の条件を満たす申請が複数あるときは、法第73条第2項第2号に基づき許可をする者を決定する</p> <p>当該許可に対する不利益処分については、法第88条第4項にて読み替えて準用する下記の条項ごとに定める処分基準を適用する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法第86条第4項（漁業権行使停止中の漁業許可の条件）</li> <li>・法第89条第1項（休業による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し）</li> <li>・法第92条第1項（適格性の喪失による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し）</li> <li>・法第92条第2項（漁業関係法令違反等による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し、行使の停止）</li> <li>・法第93条第1項（公益上の必要による漁業権行使停止中の漁業許可の取消し等）</li> <li>・法第94条（錯誤によってした漁業権行使停止中の漁業許可の取消し）</li> </ul>							
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 60日	目次

受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間 60日	目次	
						標準経由期間 日		